令和２年８月26日

学校医各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
学校保健担当理事　木村　耕三

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査について（周知）

神奈川県医師会を通じて神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課長より通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
会長　菊岡正和
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査について（周知）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、標記の件につきまして、別添のとおり神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課長から通知がありました。
神奈川県教育委員会では、医療機関・福祉施設、学校・幼稚園・保育所、市中クラスター連鎖が生じやすい場所等の感染リスクの高い場所や人については、対象場所の希望を考慮した上で、濃厚接触者以外にも検査対象を拡大し、速やかに実施していく旨を各県立学校長宛てに通知したとのことです。
つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、学校医の先生方にご周知くださいますようお願い申し上げます。
また、県立学校等からご相談があった場合には、ご協力くださいますよう併せてお願い申し上げます。

事務担当
保険医療学術課　堀金
TEL:045-241-7000/FAX:045-241-1464
E-mail:t-horigane@kanagawa.med.or.jp

写

保体第1827号
令和2年8月17日

各県立学校長　殿

保健体育課長

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査について（通知）

このことについて、別添のとおり、健康医療局医療危機対策本部室長より通知がありましたので、送付します。

なお、検査の実施については、保健体育課と協議した上で、所管の保健所と調整を行い、適切に御対応ください。

問合せ先
保健安全グループ　岡本、菅沼
電話　(045)210-8309（直通）

写

令和２年８月17日

福祉子どもみらい局総務室
教育局総務室　御中

健康医療局医療危機対策本部室長

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査について（通知）

各主管課におかれましては、新型コロナウイルス感染症にかかる「行政検査」の対象者としては、感染症法第15条第１項・第３項第１号より対応していただいているところです。

令和２年７月15日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて」の中で、行政検査の対象として、「特定の地域や集団、組織等において、関連性が明らかでない患者が少なくとも複数発生しているなど、検査前確率が高いと考えられ、かつ、濃厚接触を生じやすいなど、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあると認められる場合における、当該地域や集団、組織等に属する者」も該当すると明示されました。

本県においても、医療機関・福祉施設、学校・幼稚園・保育所、市中クラスター連鎖が生じやすい場所等の感染リスクの高い場所や人については、対象場所の希望を考慮した上で、濃厚接触者以外にも検査対象を拡大し、速やかに実施していくこととなりましたので、お知らせします。

なお、上記の検査対象は、濃厚接触者に対する検査とは別のものとして行うものであり、濃厚接触者として取り扱うことはしない（14日間の健康観察の対象としない）こととしております。ただし、検査後２週間以内に健康状態が悪化したときは速やかに報告するよう求めるとともに、報告があったときは、速やかに再検査を行うこと、当該検査は陰性を証明するものではないこと等を対象者に説明していただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

＜添付資料＞
・新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて
（令和２年７月15日　事務連絡　厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）

神奈川県教育委員会
総
第
2020.8.17
収受印